



介護保険制度が変わりました

介護保険制度の改正により、4月から65歳以上の人を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まりました。また、介護保険事業計画の見直しに伴い、平成27年度から29年度までの介護保険料が変わりました。

◎長寿介護課 地域支援係 ☎34・3288

保険給付係 ☎34・3287

手続きが簡単になりました



全国一律で実施していた要支援1・2認定者の介護予防サービス(訪問介護・通所介護)は、4月から新たに市が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しました。新事業では、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう、心身機能の維持・向上を図るとともに、自立した日常生活・社会参加を促進するなど、高齢者が生きがいを持って生活を送るための支援を行います。

【どんな人が利用できますか】

○要支援1・2の認定を受けた人
○事業対象者に認められた人
▼介護申請による「要支援1・2」の認定を受けていなくても、基本チェックリスト(表1)に回答した結果により、事業対象者と認められるようになりました。対象者となった場合は、本人や家族の皆さんと高齢者あんしんセンター(本紙37ページ

■基本チェックリストの質問例(表1)

No.	質問項目
1	バスや電車で1人で外出していますか
2	日用品の買い物をしていますか
3	預貯金の出し入れをしていますか
4	友人の家を訪ねていますか
5	家族や友人の相談にのっていますか
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか

「便利帳」参照)職員が、どんなサービスをどれくらい必要なのか、一緒に考えてケアプラン(計画書)を作成し、サービスの利用が始まります。必要に応じて、センター職員が要介護認

■ 利用できる介護予防サービス (表 2)

	事業名	内 容
通所型サービス	総合事業 通所介護	通所介護施設 (デイサービスセンター) で、食事のサービスや生活機能の維持・向上のための体操や筋力トレーニングなどを、日帰りで行います。
	げんき教室事業	体操・レクリエーションなどにより、筋力の向上・脳の活性化・栄養改善・口腔機能向上を図り、要介護状態になることを予防します。
訪問型サービス	総合事業 訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、生活援助 (食事の準備や調理など)、身体介護 (食事・入浴・排せつの介助など) を行います。
	生活支援員 派遣事業	生活支援員が訪問し、入浴の見守りや家事・日常生活に対する支援を行い、生活習慣の改善を図ります。家事は利用者と共に行います。
	自立生活 支援事業	日常生活上の軽易な支援が必要な人を対象に、ヘルパーなどが訪問し、家事などを利用者と共にやります。
	訪問型介護予防 指導事業	管理栄養士や歯科衛生士が訪問し、栄養状態の改善・口腔機能の向上に関する相談や指導を行い、要介護状態になることを予防します。

一定の申請を勧める場合もあります。
※基本チェックリストとは、厚生労働省が作成した25項目の質問票のことです。日常生活に必要な機能が低下していないかどうかを、国の基準に基づいて調べます。
【どんなサービスを利用できますか】
▼表2に示した「通所型サービス」

と「訪問型サービス」を利用することができます。
買い物や家事が困難になるなど、日常生活で困りごとがあるときは、まず、長寿介護課地域支援係・各支所地域総合課・各高齢者あんしんセンターへご相談ください。

介護保険料を改定しました



市では、3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行っており「第6期 島田市介護保険事業計画」(平成27年度～29年度)を策定しました。計画では、高齢者数の増加による介護保険サービスの利用増が予測されるため、市の介護保険事業費は今後3年間で総額約242億円となり、前計画より約16億円(約6.9%)増える見込みです。このため、同計画に基づいて、4月からの介護保険料を改定しました。

新しい保険料では、所得に応じて納付額を決める「段階」を、11段階に細分化しました。基準となる第5段階でも年額5万4600円(以前に比べて6600円増)となるように、介護保険事業費の影響で増加傾向です。
※各段階の新しい介護保険料など詳しくは、市ホームページまたは発送済みの介護保険料仮算定納入通知書同封のリーフレットをご覧ください。

保険給付係からのお知らせ

【介護保険料の納め忘れにご注意を】

保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、1割または2割の利用者負担が3割になったりする措置がとられます。保険料は納め忘れないようにしましょう。

災害などで保険料を納めることが難しいときは、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めに長寿介護課保険給付係へご相談ください。

【4月から変わった制度】

- ①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) への新規入所の基準が、原則として要介護3以上に変わりました。
- ②介護報酬の改定に伴って、介護保険サービスを利用したときに支払う金額が変更されました。
- ③負担限度額認定証の利用者負担について、第2段階および第3段階の多床室の負担限度額が320円から370円に変更されました。

※ 詳しくは、長寿介護課へお問い合わせください。